

現 行	改 正 案
4 抵当証券業関係 <u>(新設)</u> <u>4－1 登録の申請、届出関係</u> 抵当証券業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第2章の規定に基づく、<u>抵当証券業の登録の申請並びに変更及び廃業等の届出の事務処理</u>については、以下のとおり取り扱うものとする。 4－1－1 登録申請書の受理 登録申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項及び添付書類に不備がないかを確認のうえ、購入者保護の観点から、次の点に留意するものとする。 <u>なお、更新の登録についてもこれに準じて取り扱うものとする。</u> <u>(1) 登録を要する者</u> <u>抵当証券の販売に係る一連の業務過程において、購入者保護の観点から特に重要な業務は、①抵当証券の販売代金の受領、②抵当証券の購入申込書の受理及びモーゲージ証書等の交付と考えられる</u>	4 抵当証券業関係 <u>証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第57条に規定する、旧抵当証券業者（以下「<u>抵当証券業者</u>」という。）の監督に当たっての、事務処理手続等については以下のとおりとする。</u> <u>4－1 更新の登録申請、届出関係</u> <u>旧抵当証券業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第2章の規定に基づく、有効期間の更新の登録申請並びに変更及び廃業等の届出の事務処理</u>については、以下のとおり取り扱うものとする。 4－1－1 <u>更新の登録申請書の受理</u> <u>更新の登録申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項及び添付書類に不備がないかを確認のうえ、購入者保護の観点から、次の点に留意するものとする。</u> <u>(削除)</u>

現 行	改 正 案
<u>ことから、①又は②の業務のいずれか一つを業として行う者は、販売の媒介を行う者に当たり登録を要する者に該当するものとする。</u> <u>なお、単に抵当証券の購入申込書を受理しこれを抵当証券業者に送付する業務のみを行う者については、規制の対象としなくとも購入者保護の観点からは特に問題はないと考えられるので、登録を要する者に該当しないものとする。</u> <u>(2) 営業所等</u> (略) <u>(3) 使用人</u> (略) <u>(4) 商号又は名称</u> (略) <u>(5) 十分な知識を有する者</u> (略) <u>(6) 融資業務経験者</u> ① 規則第4条第1項第7号に規定する「融資業務経験者」及び規則第5条の2第1項第2号に規定する「融資業務に三年以上従事した者」とは、融資先等の業況、財務内容、収益見込等の審査業務の経験を有する者をいい、銀行等における貸付業務を担当する者がこれに該当するほか、<u>証券会社</u>における元引受業務のうち審査業務を担当する者も該当するものとする。 ② (略)	<u>(1) 営業所等</u> (略) <u>(2) 使用人</u> (略) <u>(3) 商号又は名称</u> (略) <u>(4) 十分な知識を有する者</u> (略) <u>(5) 融資業務経験者</u> ① 規則第4条第1項第7号に規定する「融資業務経験者」及び規則第5条の2第1項第2号に規定する「融資業務に三年以上従事した者」とは、融資先等の業況、財務内容、収益見込等の審査業務の経験を有する者をいい、銀行等における貸付業務を担当する者がこれに該当するほか、<u>第一種金融商品取引業者</u>における元引受業務のうち審査業務を担当する者も該当するものとする。 ② (略)

現 行	改 正 案
4-1-2 登録申請の処理 登録申請の処理は、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) 登録番号 (略) (2) 登録の通知 財務局長は、登録（更新の登録を含む。）をしたときは、別紙様式2による登録済通知書に登録台帳の写しを添付して、遅滞なく、監督局長あて通知するものとする。 (3) 登録拒否の通知 ① 財務局長は、登録（更新の登録を含む。）を拒否するときは、規則第5条の3の規定による登録拒否通知書又は規則第6条第3項の規定による更新登録拒否通知書に、登録拒否の理由を次により具体的に記載し、遅滞なく、申請者あて通知するものとする。 イ 法第6条第1項各号に該当する場合には、その該当する号の番号 ロ 登録申請書又は添付書類の重要な事項について虚偽の記載又は重要な事実の記載が欠けている場合には、その箇所 ② 財務局長は、登録（更新の登録を含む。）を拒否したときは、別紙様式3による登録拒否通知書に登録申請書（第9面を除く。）の写しを添付して、遅滞なく、監督局長あて通知するものとする。 4-1-3 変更届出書の受理 (略)	4-1-2 更新の登録申請の処理 更新の登録申請の処理は、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) 登録番号 (略) (2) 登録の通知 財務局長は、更新の登録をしたときは、別紙様式2による登録済通知書に登録台帳の写しを添付して、遅滞なく、監督局長あて通知するものとする。 (3) 登録拒否の通知 ① 財務局長は、更新の登録を拒否するときは、規則第6条第3項の規定による更新登録拒否通知書に、登録拒否の理由を次により具体的に記載し、遅滞なく、申請者あて通知するものとする。 イ 法第6条第1項各号に該当する場合には、その該当する号の番号 ロ 登録申請書又は添付書類の重要な事項について虚偽の記載又は重要な事実の記載が欠けている場合には、その箇所 ② 財務局長は、更新の登録を拒否したときは、別紙様式3による登録拒否通知書に登録申請書（第9面を除く。）の写しを添付して、遅滞なく、監督局長あて通知するものとする。 4-1-3 変更届出書の受理 (略)

現 行	改 正 案
4－1－4 変更の届出の処理 (略) 4－1－5 廃業届出書の受理 (略) 4－1－6 登録証明書の発行 (略) 4－1－7 抵当証券業者登録簿の縦覧 (略) 4－2 業務関係 法第3章の規定に基づく、抵当証券業の業務については、以下のとおり取り扱うものとする。 4－2－1 広告の規制 (1) (略) (2) 抵当証券業者が、法務大臣、金融庁長官等国又は地方公共団体、<u>抵当証券保管機構、抵当証券業協会等の公益法人、銀行、証券会社、保険会社その他の団体及び個人からの推薦の広告を行う場合に、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすること。</u>	4－1－4 変更の届出の処理 (略) 4－1－5 廃業届出書の受理 (略) 4－1－6 登録証明書の発行 (略) 4－1－7 抵当証券業者登録簿の縦覧 (略) 4－2 業務関係 法第3章の規定に基づく、抵当証券業の業務については、以下のとおり取り扱うものとする。 4－2－1 広告の規制 (1) (略) (2) 抵当証券業者が、法務大臣、金融庁長官等国又は地方公共団体、<u>抵当証券保管機構等の公益法人、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他の団体及び個人からの推薦の広告を行う場合に、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすること。</u>

現 行	改 正 案
(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 4－2－2 契約締結前の書面の交付 (1) 抵当証券業者が、契約締結前の書面に記載する事項のうち、規則第12条第3項第6号に規定する「<u>抵当証券の仕組みに係る損失発生要因に関する事項</u>」については、次の点に留意するものとする。 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 預金等ではなく、預金保険法の支払対象とはならない旨。保険契約ではなく、保険業法に規定する補償対象契約には該当しない旨。<u>証券取引法上の有価証券ではなく、投資家保護基金の支払い対象ではない旨。</u> (2) (略) (3) (略) 4－2－3 契約締結時の書面の交付 (略) 4－2－4 書類の閲覧	(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 4－2－2 契約締結前の書面の交付 (1) 抵当証券業者が、契約締結前の書面に記載する事項のうち、規則第12条第3項第6号に規定する「<u>抵当証券の仕組みに係る損失発生要因に関する事項</u>」については、次の点に留意するものとする。 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 預金等ではなく、預金保険法の支払対象とはならない旨。保険契約ではなく、保険業法に規定する補償対象契約には該当しない旨。<u>金融商品取引法上の投資者保護基金の支払い対象ではない旨。</u> (2) (略) (3) (略) 4－2－3 契約締結時の書面の交付 (略) 4－2－4 書類の閲覧

現 行	改 正 案
(略) 4－2－5 抵当証券の保管の禁止等 (略) 4－2－6 契約締結前の書面の交付時の説明 (略) 4－2－7 個人情報の保護 (略)	(略) 4－2－5 抵当証券の保管の禁止等 (略) 4－2－6 契約締結前の書面の交付時の説明 (略) 4－2－7 個人情報の保護 (略)